

厚真町地域防災計画【本編】令和８年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
2	第1章 第3節 計画の効果的推進 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備えなければならない。 防災対策は、自助(住民等が自らの安全を自らで守ることをいう。)、共助(住民等が地域において互いに助け合うことをいう。)及び公助(町及び防災関係機関が実施する対策をいう。)のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに町及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。 また、地域においては、生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女平等参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。 更に、<u>災害対策に当たる職員等の過剰勤務抑制、健康管理、感染症対策の徹底やスフィア基準を踏まえた避難者のプライバシー確保、過密抑制など避難所における避難生活の質の向上の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。</u>	第1章 第3節 計画の効果的推進 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備えなければならない。 防災対策は、自助(住民等が自らの安全を自らで守ることをいう。)、共助(住民等が地域において互いに助け合うことをいう。)及び公助(町及び防災関係機関が実施する対策をいう。)のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに町及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。 また、地域においては、生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女平等参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。 更に、<u>新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制などウイルス感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。</u>	北海道計画と整合

厚真町地域防災計画【本編】令和8年度改訂案 新旧対照表

頁

改訂案

現行

備考

第1章 第6節

1 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
北海道管区行政評価局	1 被災者への生活支援情報の提供、被災者からの相談に対応する特別行政相談所の開設及び専用電話を備えた相談窓口の開設といった特別行政相談活動に関すること
室蘭開発建設部 苫小牧道路事務所	1 国道の維持防災及び輸送経路の確保に関すること。 2 管理区域内危険個所の整備、警戒、災害防止、維持補修、災害復旧、その他の管理を行うこと。
苫小牧海上保安署	1 沿岸の警戒及び救難に関すること。 2 非常無線通信に関すること並びに海上の船舶に対する気象警報の伝達に関すること。
室蘭地方気象台	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。
北海道農政事務所	1 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
苫小牧労働基準監督署	1 災害発生時における労働災害の把握及び実地調査、被災労働者への補償等の対応に関すること。 2 災害復旧工事等における労働災害（2次災害含む。）の防止に関すること。
苫小牧公共職業安定所	1 被災者の就労斡旋に関すること。 2 災害復旧に必要な労働者及び技術者の斡旋に関すること。

第1章 第6節

1 指定地方行政機関

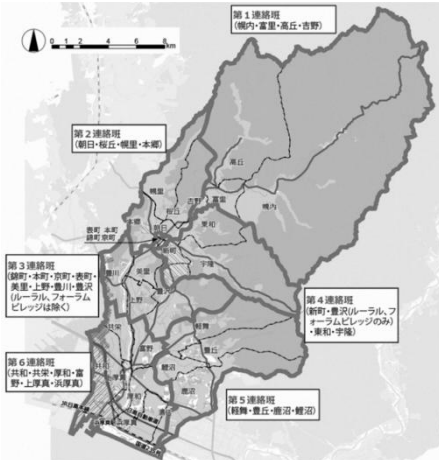
機関名	事務又は業務
(新設)	(新設)
室蘭開発建設部 苫小牧道路事務所	1 国道の維持防災及び輸送経路の確保に関すること。 2 管理区域内危険個所の整備、警戒、災害防止、維持補修、災害復旧、その他の管理を行うこと。
苫小牧海上保安署	1 沿岸の警戒及び救難に関すること。 2 非常無線通信に関すること並びに海上の船舶に対する気象警報の伝達に関すること。
室蘭地方気象台	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。
北海道農政事務所	1 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
苫小牧労働基準監督署	1 災害発生時における労働災害の把握及び実地調査、被災労働者への補償等の対応に関すること。 2 災害復旧工事等における労働災害（2次災害含む。）の防止に関すること。
苫小牧公共職業安定所	1 被災者の就労斡旋に関すること。 2 災害復旧に必要な労働者及び技術者の斡旋に関すること。

北海道計画に整合

厚真町地域防災計画【本編】令和8年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考																																																																																																																																																																																				
12	第3章 第2節 1 厚真町災害対策本部組織 別表 1	第3章 第2節 1 厚真町災害対策本部組織 別表 1	組織改正																																																																																																																																																																																				
	<table><tr><td colspan="2">本部長</td><td colspan="3">町長</td></tr><tr><td colspan="2">副本部長</td><td colspan="3">副町長、教育長</td></tr><tr><td colspan="2">参 与</td><td colspan="3">地方創生担当理事</td></tr><tr><td>部</td><td>部長</td><td>班</td><td>班長</td><td>班編成</td></tr><tr><td>総括部</td><td>情報防災担当参事</td><td>本部運営班</td><td>総務課情報防災担当参事兼務又はデジタル推進担当参事</td><td>情報防災G</td></tr><tr><td>総務部</td><td>総務課長</td><td>総務班</td><td>総務課長兼務又は参事</td><td>総務人事G 財政G 庁舎周辺等整備推進室</td></tr><tr><td rowspan="3">情報広報部</td><td rowspan="3">まちづくり推進課長</td><td rowspan="2">情報・広報班</td><td>まちづくり推進課長兼務</td><td>企画調整G 政策推進G 会計室 議会事務局</td></tr><tr><td colspan="2">議会事務局長（議会対応）</td></tr><tr><td>地区連絡班</td><td colspan="2">別表3「地区連絡体制」のとおり</td></tr><tr><td rowspan="2">教育・避難所対策部</td><td rowspan="2">生涯学習課長</td><td>教育班</td><td rowspan="2">生涯学習課参事</td><td rowspan="2">学校教育G 社会教育G 上厚真支所 学校給食センター 各課応援：総務部で調整</td></tr><tr><td>避難所運営班</td></tr><tr><td rowspan="3">建設対策部</td><td rowspan="3">建設課長</td><td>土木・上下水道班</td><td>建設課長兼務</td><td>土木・上下水道G</td></tr><tr><td>施設班</td><td>建設課参事</td><td>都市施設G</td></tr><tr><td>建設労務班</td><td>建設課長又は参事</td><td>スタッフ制</td></tr><tr><td rowspan="4">産業対策部</td><td rowspan="4">産業経済課長</td><td>農業班</td><td>産業経済課参事</td><td>農業G 農業農村整備G</td></tr><tr><td>林業班</td><td>産業経済課参事</td><td>林業・森林再生推進G</td></tr><tr><td>商工班</td><td>産業経済課長兼務</td><td>経済G 農業委員会事務局</td></tr><tr><td>産業労務班</td><td>産業経済課長又は参事</td><td>スタッフ制</td></tr><tr><td rowspan="6">救護対策部</td><td rowspan="6">住民課長</td><td>り災対策班</td><td>住民課長兼務</td><td>税務G</td></tr><tr><td rowspan="3">救護班</td><td>救護担当</td><td>住民課参事</td><td>町民生活G</td></tr><tr><td>福祉担当</td><td>住民課長兼務</td><td>福祉G</td></tr><tr><td>保健担当</td><td>住民課参事</td><td>子育て支援G（子育て支援C、こども園含む。）</td></tr><tr><td>給与班</td><td>住民課課長兼務</td><td>健康推進G</td></tr></table>	本部長		町長			副本部長		副町長、教育長			参 与		地方創生担当理事			部	部長	班	班長	班編成	総括部	情報防災担当参事	本部運営班	総務課情報防災担当参事兼務又はデジタル推進担当参事	情報防災G	総務部	総務課長	総務班	総務課長兼務又は参事	総務人事G 財政G 庁舎周辺等整備推進室	情報広報部	まちづくり推進課長	情報・広報班	まちづくり推進課長兼務	企画調整G 政策推進G 会計室 議会事務局	議会事務局長（議会対応）		地区連絡班	別表3「地区連絡体制」のとおり		教育・避難所対策部	生涯学習課長	教育班	生涯学習課参事	学校教育G 社会教育G 上厚真支所 学校給食センター 各課応援：総務部で調整	避難所運営班	建設対策部	建設課長	土木・上下水道班	建設課長兼務	土木・上下水道G	施設班	建設課参事	都市施設G	建設労務班	建設課長又は参事	スタッフ制	産業対策部	産業経済課長	農業班	産業経済課参事	農業G 農業農村整備G	林業班	産業経済課参事	林業・森林再生推進G	商工班	産業経済課長兼務	経済G 農業委員会事務局	産業労務班	産業経済課長又は参事	スタッフ制	救護対策部	住民課長	り災対策班	住民課長兼務	税務G	救護班	救護担当	住民課参事	町民生活G	福祉担当	住民課長兼務	福祉G	保健担当	住民課参事	子育て支援G（子育て支援C、こども園含む。）	給与班	住民課課長兼務	健康推進G	<table><tr><td colspan="2">本部長</td><td colspan="3">町長</td></tr><tr><td colspan="2">副本部長</td><td colspan="3">副町長、教育長</td></tr><tr><td colspan="2">参 与</td><td colspan="3">地方創生担当理事</td></tr><tr><td>部</td><td>部長</td><td>班</td><td>班長</td><td>班編成</td></tr><tr><td>総括部</td><td>情報防災担当参事</td><td>本部運営班</td><td>総務課情報防災担当参事兼務又はデジタル推進担当参事</td><td>情報防災G</td></tr><tr><td>総務部</td><td>総務課長</td><td>総務班</td><td>総務課長兼務又は参事</td><td>総務人事G 財政G 庁舎周辺等整備推進室</td></tr><tr><td rowspan="3">情報広報部</td><td rowspan="3">まちづくり推進課長</td><td rowspan="2">情報・広報班</td><td>まちづくり推進課長兼務</td><td>企画調整G 政策推進G 会計室 議会事務局</td></tr><tr><td colspan="2">議会事務局長（議会対応）</td></tr><tr><td>地区連絡班</td><td colspan="2">別表3「地区連絡体制」のとおり</td></tr><tr><td rowspan="2">教育・避難所対策部</td><td rowspan="2">生涯学習課長</td><td>教育班</td><td rowspan="2">生涯学習課参事</td><td rowspan="2">学校教育G 社会教育G 上厚真支所 学校給食センター 各課応援：総務部で調整</td></tr><tr><td>避難所運営班</td></tr><tr><td rowspan="3">建設対策部</td><td rowspan="3">建設課長</td><td>土木班</td><td>建設課長兼務</td><td>土木G</td></tr><tr><td>施設班</td><td>建設課参事</td><td>都市施設G</td></tr><tr><td>上下水道班</td><td>建設課長兼務</td><td>上下水道G</td></tr><tr><td rowspan="4">産業対策部</td><td rowspan="4">産業経済課長</td><td>建設労務班</td><td>建設課長又は参事</td><td>スタッフ制</td></tr><tr><td>農業班</td><td>産業経済課参事</td><td>農業G 農業農村整備G</td></tr><tr><td>林業班</td><td>産業経済課参事</td><td>林業・森林再生推進G</td></tr><tr><td>商工班</td><td>産業経済課長兼務</td><td>経済G 農業委員会事務局</td></tr><tr><td rowspan="6">救護対策部</td><td rowspan="6">住民課長</td><td>産業労務班</td><td>産業経済課長又は参事</td><td>スタッフ制</td></tr><tr><td>り災対策班</td><td>住民課長兼務</td><td>税務G</td></tr><tr><td rowspan="3">救護班</td><td>救護担当</td><td>住民課参事</td><td>町民生活G</td></tr><tr><td>福祉担当</td><td>住民課長兼務</td><td>福祉G</td></tr><tr><td>保健担当</td><td>住民課参事</td><td>子育て支援G（子育て支援C、こども園含む。）</td></tr><tr><td>給与班</td><td>住民課課長兼務</td><td>健康推進G</td></tr></table>	本部長		町長			副本部長		副町長、教育長			参 与		地方創生担当理事			部	部長	班	班長	班編成	総括部	情報防災担当参事	本部運営班	総務課情報防災担当参事兼務又はデジタル推進担当参事	情報防災G	総務部	総務課長	総務班	総務課長兼務又は参事	総務人事G 財政G 庁舎周辺等整備推進室	情報広報部	まちづくり推進課長	情報・広報班	まちづくり推進課長兼務	企画調整G 政策推進G 会計室 議会事務局	議会事務局長（議会対応）		地区連絡班	別表3「地区連絡体制」のとおり		教育・避難所対策部	生涯学習課長	教育班	生涯学習課参事	学校教育G 社会教育G 上厚真支所 学校給食センター 各課応援：総務部で調整	避難所運営班	建設対策部	建設課長	土木班	建設課長兼務	土木G	施設班	建設課参事	都市施設G	上下水道班	建設課長兼務	上下水道G	産業対策部	産業経済課長	建設労務班	建設課長又は参事	スタッフ制	農業班	産業経済課参事	農業G 農業農村整備G	林業班	産業経済課参事	林業・森林再生推進G	商工班	産業経済課長兼務	経済G 農業委員会事務局	救護対策部	住民課長	産業労務班	産業経済課長又は参事	スタッフ制	り災対策班	住民課長兼務	税務G	救護班	救護担当	住民課参事	町民生活G	福祉担当	住民課長兼務	福祉G	保健担当	住民課参事	子育て支援G（子育て支援C、こども園含む。）	給与班	住民課課長兼務	健康推進G
本部長		町長																																																																																																																																																																																					
副本部長		副町長、教育長																																																																																																																																																																																					
参 与		地方創生担当理事																																																																																																																																																																																					
部	部長	班	班長	班編成																																																																																																																																																																																			
総括部	情報防災担当参事	本部運営班	総務課情報防災担当参事兼務又はデジタル推進担当参事	情報防災G																																																																																																																																																																																			
総務部	総務課長	総務班	総務課長兼務又は参事	総務人事G 財政G 庁舎周辺等整備推進室																																																																																																																																																																																			
情報広報部	まちづくり推進課長	情報・広報班	まちづくり推進課長兼務	企画調整G 政策推進G 会計室 議会事務局																																																																																																																																																																																			
			議会事務局長（議会対応）																																																																																																																																																																																				
		地区連絡班	別表3「地区連絡体制」のとおり																																																																																																																																																																																				
教育・避難所対策部	生涯学習課長	教育班	生涯学習課参事	学校教育G 社会教育G 上厚真支所 学校給食センター 各課応援：総務部で調整																																																																																																																																																																																			
		避難所運営班																																																																																																																																																																																					
建設対策部	建設課長	土木・上下水道班	建設課長兼務	土木・上下水道G																																																																																																																																																																																			
		施設班	建設課参事	都市施設G																																																																																																																																																																																			
		建設労務班	建設課長又は参事	スタッフ制																																																																																																																																																																																			
産業対策部	産業経済課長	農業班	産業経済課参事	農業G 農業農村整備G																																																																																																																																																																																			
		林業班	産業経済課参事	林業・森林再生推進G																																																																																																																																																																																			
		商工班	産業経済課長兼務	経済G 農業委員会事務局																																																																																																																																																																																			
		産業労務班	産業経済課長又は参事	スタッフ制																																																																																																																																																																																			
救護対策部	住民課長	り災対策班	住民課長兼務	税務G																																																																																																																																																																																			
		救護班	救護担当	住民課参事	町民生活G																																																																																																																																																																																		
			福祉担当	住民課長兼務	福祉G																																																																																																																																																																																		
			保健担当	住民課参事	子育て支援G（子育て支援C、こども園含む。）																																																																																																																																																																																		
		給与班	住民課課長兼務	健康推進G																																																																																																																																																																																			
		本部長		町長																																																																																																																																																																																			
副本部長		副町長、教育長																																																																																																																																																																																					
参 与		地方創生担当理事																																																																																																																																																																																					
部	部長	班	班長	班編成																																																																																																																																																																																			
総括部	情報防災担当参事	本部運営班	総務課情報防災担当参事兼務又はデジタル推進担当参事	情報防災G																																																																																																																																																																																			
総務部	総務課長	総務班	総務課長兼務又は参事	総務人事G 財政G 庁舎周辺等整備推進室																																																																																																																																																																																			
情報広報部	まちづくり推進課長	情報・広報班	まちづくり推進課長兼務	企画調整G 政策推進G 会計室 議会事務局																																																																																																																																																																																			
			議会事務局長（議会対応）																																																																																																																																																																																				
		地区連絡班	別表3「地区連絡体制」のとおり																																																																																																																																																																																				
教育・避難所対策部	生涯学習課長	教育班	生涯学習課参事	学校教育G 社会教育G 上厚真支所 学校給食センター 各課応援：総務部で調整																																																																																																																																																																																			
		避難所運営班																																																																																																																																																																																					
建設対策部	建設課長	土木班	建設課長兼務	土木G																																																																																																																																																																																			
		施設班	建設課参事	都市施設G																																																																																																																																																																																			
		上下水道班	建設課長兼務	上下水道G																																																																																																																																																																																			
産業対策部	産業経済課長	建設労務班	建設課長又は参事	スタッフ制																																																																																																																																																																																			
		農業班	産業経済課参事	農業G 農業農村整備G																																																																																																																																																																																			
		林業班	産業経済課参事	林業・森林再生推進G																																																																																																																																																																																			
		商工班	産業経済課長兼務	経済G 農業委員会事務局																																																																																																																																																																																			
救護対策部	住民課長	産業労務班	産業経済課長又は参事	スタッフ制																																																																																																																																																																																			
		り災対策班	住民課長兼務	税務G																																																																																																																																																																																			
		救護班	救護担当	住民課参事	町民生活G																																																																																																																																																																																		
			福祉担当	住民課長兼務	福祉G																																																																																																																																																																																		
			保健担当	住民課参事	子育て支援G（子育て支援C、こども園含む。）																																																																																																																																																																																		
		給与班	住民課課長兼務	健康推進G																																																																																																																																																																																			

厚真町地域防災計画【本編】令和8年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考																																																																										
17	第3章 第2節 1 厚真町災害対策本部組織 別表第3 <table border="1"> <tr> <th>班名</th><th>担当地域</th><th>班長※1</th><th>連絡員※1</th><th>携行備品等※2</th></tr> <tr> <td>厚北連絡班</td><td>幌内・富里・高丘・吉野・桜丘・幌里・東和・宇隆・朝日</td><td>班長及び連絡員2名で編成</td><td></td><td>無線機(携帯)×2、タブレット端末、配備車両</td></tr> <tr> <td>市街地連絡班</td><td>錦町・本町・京町・表町・本郷・新町・美里・豊沢※3</td><td>班長及び連絡員2名で編成</td><td></td><td>無線機(携帯)×2、タブレット端末、配備車両</td></tr> <tr> <td>厚南連絡班</td><td>上厚真・上野・豊川・豊沢※4・富野・軽舞・豊丘・鯉沼</td><td>班長及び連絡員2名で編成</td><td></td><td>無線機(携帯)×2、タブレット端末、配備車両</td></tr> <tr> <td>沿岸連絡班</td><td>共和・共栄・厚和・鹿沼・浜厚真</td><td>班長及び連絡員2名で編成</td><td></td><td>無線機(携帯)×2、タブレット端末、配備車両</td></tr> </table> ※1 班長及び連絡員は、庁内機構編制に基づき、適任者を選定する。異動等により班長及び連絡員を変更する場合は、適任者を再選定し、庁内により指定する。 ※2 班長は、<u>別添付で指定された</u>車両の鍵、タブレット端末(iPad)を掌握し、集合する際持参する。 ※3 <u>市街地連絡班</u>の豊沢はルーラル・フォーラムビレッジを<u>含む</u>。 ※4 <u>厚南連絡班</u>の豊沢はルーラル・フォーラムビレッジを<u>除く</u>。 	班名	担当地域	班長※1	連絡員※1	携行備品等※2	厚北連絡班	幌内・富里・高丘・吉野・桜丘・幌里・東和・宇隆・朝日	班長及び連絡員2名で編成		無線機(携帯)×2、タブレット端末、配備車両	市街地連絡班	錦町・本町・京町・表町・本郷・新町・美里・豊沢※3	班長及び連絡員2名で編成		無線機(携帯)×2、タブレット端末、配備車両	厚南連絡班	上厚真・上野・豊川・豊沢※4・富野・軽舞・豊丘・鯉沼	班長及び連絡員2名で編成		無線機(携帯)×2、タブレット端末、配備車両	沿岸連絡班	共和・共栄・厚和・鹿沼・浜厚真	班長及び連絡員2名で編成		無線機(携帯)×2、タブレット端末、配備車両	第3章 第2節 1 厚真町災害対策本部組織 別表第3 <table border="1"> <tr> <th>班名</th><th>担当地域</th><th>班長※1</th><th>連絡員※1</th><th>配車車両</th><th>無線機</th><th>iPad※2</th></tr> <tr> <td>第1連絡班</td><td>幌内・富里・高丘・吉野</td><td>班長及び連絡員2名で編成</td><td></td><td>産経経済課 フィルター銀 (8409)</td><td>携×2</td><td>情報防災G (No.29)</td></tr> <tr> <td>第2連絡班</td><td>朝日・桜丘・幌里・本郷</td><td>班長及び連絡員2名で編成</td><td></td><td>住民課 パッソ8192</td><td>携×2</td><td>情報防災G (No.30)</td></tr> <tr> <td>第3連絡班</td><td>錦町・本町・京町・表町 美里・上野・豊川・豊沢 ※3</td><td>班長及び連絡員2名で編成</td><td></td><td>生涯学習課 フィルター(41)</td><td>携×2</td><td>情報防災G (No.31)</td></tr> <tr> <td>第4連絡班</td><td>新町・豊沢※4・宇隆・東和</td><td>班長及び連絡員2名で編成</td><td></td><td>住民課 パッソ(6188)</td><td>携×2</td><td>情報防災G (No.32)</td></tr> <tr> <td>第5連絡班</td><td>軽舞・豊丘・鹿沼・鯉沼</td><td>班長及び連絡員2名で編成</td><td></td><td>総務課 フィルター白 (4741)</td><td>携×2</td><td>情報防災G (No.33)</td></tr> <tr> <td>第6連絡班</td><td>共和・共栄・厚和・富野 上厚真・浜厚真</td><td>班長及び連絡員2名で編成</td><td></td><td>総務課 パッソ(6187)</td><td>携×2</td><td>情報防災G (No.34)</td></tr> </table> ※1 班長及び連絡員は、庁内機構編制に基づき、適任者を選定する。異動等により班長及び連絡員を変更する場合は、適任者を再選定し、庁内により指定する。 ※2 班長は、<u>割り当てられた</u>車両の鍵、タブレット端末(iPad)を掌握し、集合する際持参する。 ※3 <u>第3連絡班</u>の豊沢はルーラル・フォーラムビレッジを<u>除く</u>。 ※4 <u>第4連絡班</u>の豊沢はルーラル・フォーラムビレッジを<u>含む</u>。 	班名	担当地域	班長※1	連絡員※1	配車車両	無線機	iPad※2	第1連絡班	幌内・富里・高丘・吉野	班長及び連絡員2名で編成		産経経済課 フィルター銀 (8409)	携×2	情報防災G (No.29)	第2連絡班	朝日・桜丘・幌里・本郷	班長及び連絡員2名で編成		住民課 パッソ8192	携×2	情報防災G (No.30)	第3連絡班	錦町・本町・京町・表町 美里・上野・豊川・豊沢 ※3	班長及び連絡員2名で編成		生涯学習課 フィルター(41)	携×2	情報防災G (No.31)	第4連絡班	新町・豊沢※4・宇隆・東和	班長及び連絡員2名で編成		住民課 パッソ(6188)	携×2	情報防災G (No.32)	第5連絡班	軽舞・豊丘・鹿沼・鯉沼	班長及び連絡員2名で編成		総務課 フィルター白 (4741)	携×2	情報防災G (No.33)	第6連絡班	共和・共栄・厚和・富野 上厚真・浜厚真	班長及び連絡員2名で編成		総務課 パッソ(6187)	携×2	情報防災G (No.34)	地区連絡班編成を再編
班名	担当地域	班長※1	連絡員※1	携行備品等※2																																																																									
厚北連絡班	幌内・富里・高丘・吉野・桜丘・幌里・東和・宇隆・朝日	班長及び連絡員2名で編成		無線機(携帯)×2、タブレット端末、配備車両																																																																									
市街地連絡班	錦町・本町・京町・表町・本郷・新町・美里・豊沢※3	班長及び連絡員2名で編成		無線機(携帯)×2、タブレット端末、配備車両																																																																									
厚南連絡班	上厚真・上野・豊川・豊沢※4・富野・軽舞・豊丘・鯉沼	班長及び連絡員2名で編成		無線機(携帯)×2、タブレット端末、配備車両																																																																									
沿岸連絡班	共和・共栄・厚和・鹿沼・浜厚真	班長及び連絡員2名で編成		無線機(携帯)×2、タブレット端末、配備車両																																																																									
班名	担当地域	班長※1	連絡員※1	配車車両	無線機	iPad※2																																																																							
第1連絡班	幌内・富里・高丘・吉野	班長及び連絡員2名で編成		産経経済課 フィルター銀 (8409)	携×2	情報防災G (No.29)																																																																							
第2連絡班	朝日・桜丘・幌里・本郷	班長及び連絡員2名で編成		住民課 パッソ8192	携×2	情報防災G (No.30)																																																																							
第3連絡班	錦町・本町・京町・表町 美里・上野・豊川・豊沢 ※3	班長及び連絡員2名で編成		生涯学習課 フィルター(41)	携×2	情報防災G (No.31)																																																																							
第4連絡班	新町・豊沢※4・宇隆・東和	班長及び連絡員2名で編成		住民課 パッソ(6188)	携×2	情報防災G (No.32)																																																																							
第5連絡班	軽舞・豊丘・鹿沼・鯉沼	班長及び連絡員2名で編成		総務課 フィルター白 (4741)	携×2	情報防災G (No.33)																																																																							
第6連絡班	共和・共栄・厚和・富野 上厚真・浜厚真	班長及び連絡員2名で編成		総務課 パッソ(6187)	携×2	情報防災G (No.34)																																																																							

厚真町地域防災計画【本編】令和8年度改訂案 新旧対照表

頁

改訂案

現行

備考

第3章 第2節

1 厚真町災害対策本部組織 別表第4

第3章 第2節

1 厚真町災害対策本部組織 別表第4

震度4における非常配備体制の修正

20

区分	設置	責任者及び配備要員	配備基準	任務
注意配備	災害対策連絡本部	正：情報防災担当参事 副：総務課長 要員：情報防災G 総務人事G まちづくり推進課長 企画調整G（広報） 地区連絡員 ※細部「別表5」参照	1 気象警報が発表又は発表が予測される場合。（暴風・暴風雪警報の海上のみの発表を除く） (1) 早期注意情報（警報級の可能性）が大雨「中」又は「高」の発表 (2) 府県気象情報等により、今後大雨が降ると予測 (3) 台風が町に影響するおそれがある場合（台風説明会の実施） 2 降雨、降雪、河川の推移等の状況により注意が必要なとき。 (1) 土砂・浸水・洪水キキクル（警報の危険度分布）が警戒レベル2相当（注意）となった場合 3 津波予報が発表されたとき。 4 震度4の地震が発生したとき。 5 その他必要により防災担当参事又は総務課長が注意配備を指示したとき。	≪情報の収集、関係機関との連絡等≫ 1 気象状況変化の情報収集 2 関係機関との連絡 3 河川・がけ・道路等の情報収集 4 気象状況に応ずる見積・対策 5 注意情報の公表
		正：副町長 副：情報防災担当参事 要員：総務課長 情報防災G 総務人事G まちづくり推進課 生涯学習課 建設課 産業経済課 住民課 地区連絡員 ※細部「別表5」参照	1 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき。 2 台風の接近・前線等低気圧の影響で被害の発生が予想されるとき。 (1) 早期注意情報（警報級の可能性）が大雨「中」又は「高」の発表 (2) 府県気象情報等により、今後大雨、大雪、暴風等が予測 3 室蘭地方気象台から気象警報が発表され、被害の発生が予想されるとき。 (1) 土砂・浸水・洪水キキクル（警報の危険度分布）が警戒レベル3相当（警戒）となった場合 4 高齢者等避難を発令する必要があるき。 5 その他必要により副町長が当該非常配備を指示したとき。	≪情報の収集、関係機関との連絡、応急措置等≫ 1 気象状況変化の情報収集 2 関係機関との連絡 3 河川・がけ・道路等の情報収集 4 注意・警戒情報の公表 5 気象状況に応ずる見積・対策 6 被害状況の把握及びその対策・処置

区分	設置	責任者及び配備要員	配備基準	任務
注意配備	災害対策連絡本部	正：情報防災担当参事 副：総務課長 要員：情報防災G 総務人事G まちづくり推進課長 企画調整G（広報） 地区連絡員 ※細部「別表5」参照	1 気象警報が発表又は発表が予測される場合。（暴風・暴風雪警報の海上のみの発表を除く） (1) 早期注意情報（警報級の可能性）が大雨「中」又は「高」の発表 (2) 府県気象情報等により、今後大雨が降ると予測 (3) 台風が町に影響するおそれがある場合（台風説明会の実施） 2 降雨、降雪、河川の推移等の状況により注意が必要なとき。 (1) 土砂・浸水・洪水キキクル（警報の危険度分布）が警戒レベル2相当（注意）となった場合 3 津波予報が発表されたとき。 4 その他必要により防災担当参事又は総務課長が注意配備を指示したとき。	≪情報の収集、関係機関との連絡等≫ 1 気象状況変化の情報収集 2 関係機関との連絡 3 河川・がけ・道路等の情報収集 4 気象状況に応ずる見積・対策 5 注意情報の公表
		正：副町長 副：情報防災担当参事 要員：総務課長 情報防災G 総務人事G まちづくり推進課 生涯学習課 建設課 産業経済課 住民課 地区連絡員 ※細部「別表5」参照	1 津波注意報が発表されたとき。 2 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき。 3 台風の接近・前線等低気圧の影響で被害の発生が予想されるとき。 (1) 早期注意情報（警報級の可能性）が大雨「中」又は「高」の発表 (2) 府県気象情報等により、今後大雨、大雪、暴風等が予測 4 室蘭地方気象台から気象警報が発表され、被害の発生が予想されるとき。 (1) 土砂・浸水・洪水キキクル（警報の危険度分布）が警戒レベル3相当（警戒）となった場合 5 高齢者等避難を発令する必要があるき。 6 その他必要により副町長が当該非常配備を指示したとき。	≪情報の収集、関係機関との連絡、応急措置等≫ 1 気象状況変化の情報収集 2 関係機関との連絡 3 河川・がけ・道路等の情報収集 4 注意・警戒情報の公表 5 気象状況に応ずる見積・対策 6 被害状況の把握及びその対策・処置

厚真町地域防災計画【本編】令和8年度改訂案 新旧対照表

頁

改訂案

現行

備考

第3章 第2節

1 厚真町災害対策本部組織 別表第5

部	班	注意配備	第1種非常配備	第2種非常配備	第3種非常配備	
本部長		—	—	◎	◎	
副本部長		—	◎ (副町長)	○	○	
参 与		—	—	○	○	
総括部	部長	◎	○	○	○	
	本部運営班	○	○	○	○	
	班長	○	○	○	○	
総務部	班長	—	△	○	○	
	班員	所要の要員	所要の要員	全班員	全班員	
情報広報部	部長	○	○	○	○	
	情報広報班	班長	—	△	○	○
	地区連絡班	班員	所要の人員	所要の要員	全班員	全班員
		班長	△	○	○	○
		班員	所要の要員	全班員	全班員	全班員
		班長	△	○	○	○
		班員	所要の要員	全班員	全班員	全班員
		班長	△	○	○	○
		班員	所要の要員	全班員	全班員	全班員
		班長	△	○	○	○
		班員	所要の要員	全班員	全班員	全班員
		班長	△	○	○	○

第3章 第2節

1 厚真町災害対策本部組織 別表第5

部	班	注意配備	第1種非常配備	第2種非常配備	第3種非常配備	
本部長		—	—	◎	◎	
副本部長		—	◎ (副町長)	○	○	
参 与		—	—	○	○	
総括部	部長	◎	○	○	○	
	本部運営班	○	○	○	○	
	班長	○	○	○	○	
総務部	班長	—	△	○	○	
	班員	所要の要員	所要の要員	全班員	全班員	
情報広報部	部長	○	○	○	○	
	情報広報班	班長	—	△	○	○
	地区連絡班	班員	所要の人員	所要の要員	全班員	全班員
		班長	△	○	○	○
		班員	所要の要員	全班員	全班員	全班員
		班長	△	○	○	○
		班員	所要の要員	全班員	全班員	全班員
		班長	△	○	○	○
		班員	所要の要員	全班員	全班員	全班員
		班長	△	○	○	○
		班員	所要の要員	全班員	全班員	全班員
		班長	△	○	○	○
		班員	所要の要員	全班員	全班員	全班員
		班長	△	○	○	○
		班員	所要の要員	全班員	全班員	全班員
		班長	△	○	○	○
		班員	所要の要員	全班員	全班員	全班員
		班長	△	○	○	○

非常配備体制の変更に伴い地区連絡班長の待機態勢を変更

21

厚真町地域防災計画【本編】令和8年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
30	第4章 第5節 1 避難誘導体制の構築 (1)～略～(7) <u>(8) 町は観光協会等と連携し、観光客などの町外からの来訪者に対し避難等の措置について情報を提供できる体制を構築する。</u> <u>(9) 冬季の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意する必要があることから、町は日ごろから冬季における避難誘導体制の検討や、冬季避難の困難性に関する住民等への周知に努める。</u> <u>(10) 町は、広域避難や広域一時滞在(2次的な避難も含む)について道の考え方を踏まえながら広域避難等が円滑に実施できるよう環境整備を図る。</u> <u>(11) 町は、災害の態様により、自主避難者が発生することを想定し、必要に応じて自主避難所の開設や公共施設等での一時収容を行うことができるよう、体制の構築に努める。</u>	第4章 第5節 1 避難誘導体制の構築 (1)～略～(7) <u>(新規)</u>	北海道計画に整合
32	第4章 第5節 3 指定避難所の確保等 (1)～略～(7) <u>(8) 町は、在宅避難者が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための施設を設定するなど、在宅避難者等の支援方策について検討するよう努める。</u>	第4章 第5節 3 指定避難所の確保等 (1)～略～(7) <u>(新設)</u>	北海道計画に整合

厚真町地域防災計画【本編】令和8年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
33	第4章 第5節 4 町における避難計画の策定等 (3) 町は主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。 また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。 <u>なお、避難計画の策定に際しては、昼夜間の人口の差異や孤立の可能性、冬の寒さ、夏の暑さ等の地理的・気象的条件を考慮するように努める。</u>	第4章 第5節 4 町における避難計画の策定等 (3) 町は主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。 また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。	北海道計画に整合
34	<u>7 災害時孤立地区対策</u> <u>町は、災害により孤立地区が発生した場合、防災関係機関と連携して、救出救助等の応急対策活動が円滑に行えるよう、あらかじめ孤立が予想される地区の地区名、地区人口などの情報を共有するよう努める。</u>	<u>(新設)</u>	北海道計画に整合

厚真町地域防災計画【本編】令和 8 年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
36	第 8 節 防災資機材等の整備計画 町は、災害時において住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める。 <u>この際、備蓄物資や物資拠点について新物資システム(B-PLo)にあらかじめ登録し、備蓄量の把握に努める。あわせて、要避難者、女性、子ども向けの物資等の確保に努める。</u>	第 8 節 防災資機材等の整備計画 町は、災害時において住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める。	北海道計画に整合
36	1 食料等の確保 <u>(1) 町は備蓄施設において、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ・簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具・キッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド等の簡易ベッド・毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴施設、洗濯設備、乳児用粉ミルクまたは乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物など、避難生活に必要な物資について、次の事項にも留意しながら備蓄し、想定しうる最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低 3 日間、推奨 1 週間）を推計し、推計した必要備蓄量（住民及び事業者が行う備蓄分を除く。）の確保に努める。</u> <u>また、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定や流通在庫物資の活用など、物資の調達体制の整備に努める。</u> <u>ア アレルギー対応食や流動食のほか、熱中症対策として塩分タブレットや冷却グッズを備蓄するなど、避難者の健康に配慮すること</u>	1 食料等の確保 <u>町は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。また、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備(備蓄)に努める。住民や事業者に対し、「最低 3 日間、推奨 1 週間」分の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。</u>	北海道計画に整合

厚真町地域防災計画【本編】令和8年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
	<u>イ 厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、災害時</u> <u>孤立地区の備蓄の充実を図ること</u> <u>〔備蓄品の例〕</u> <u>食料：コメ類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク、塩分タブレット</u> <u>飲料水：ペットボトル水</u> <u>生活必需品：毛布、防寒具、哺乳瓶、トイレトペーパー、生理用品、おむつ（小児用・大人</u> <u>用）、冷却タオル</u> <u>衛生用品：マスク、消毒液</u> <u>燃料：ガソリン、灯油、カセットガス</u> <u>その他：携帯トイレ等、発電機、投光器、水袋、スポットクーラー、扇風機、ストーブ（電源</u> <u>不要なもの）、段ボールベッド等の簡易ベッド、パーティション、ブルーシート、土嚢袋、ライ</u> <u>ター、マッチ、カセットコンロ、使い捨てカイロ</u> <u>(2) 町は、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料及び飲料水、携帯トイレ・</u> <u>簡易トイレ、トイレトペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。</u>		
37	第4章 第9節 1 地域住民による自主防災組織 町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が<u>消防団や地域防災マスター</u> <u>一、要配慮者に日ごろからかかわる福祉関係者などの多様な主体と連携しつつ</u>、一致団結して、 安否確認、初期消火活動の実施、障がい者、高齢者等の避難行動要支援者への避難誘導等の防災 活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。 また、北海道地域防災マスターの活用等により自主防災組織のリーダー育成に努める。 なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成 に努めるものとする。	第4章 第9節 1 地域住民による自主防災組織 町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、安否確認、 初期消火活動の実施、障がい者、高齢者等の避難行動要支援者への避難誘導等の防災活動が効果 的に行われるよう協力体制の確立を図る。 また、北海道地域防災マスターの活用等により自主防災組織のリーダー育成に努める。 なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成 に努めるものとする。	北海道計画に整合

厚真町地域防災計画【本編】令和8年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考																																				
42	第4章 第10節 5 避難指示等の発令基準 別表1 避難指示等の発令基準 <table><tr><th colspan="2">土砂災害に関する警戒レベル相当情報</th><th>避難情報発令基準</th><th>避難情報(住民に行動を促す情報)</th></tr><tr><td>警戒レベル5</td><td> ・大雨特別警報(土砂災害) ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)「災害切迫(黒)」 </td><td> ・大雨により、重大な災害が切迫している、又は災害の発生が確認された場合に発表 </td><td>緊急安全確保</td></tr><tr><td>警戒レベル4</td><td> ・土砂災害警戒情報 ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)「危険(紫)」 </td><td> ・警戒レベル4相当情報が発表され、当該地域の土砂災害警戒区域の土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想されたり、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近通過することが予想される場合 </td><td>避難指示</td></tr><tr><td>警戒レベル3</td><td> ・大雨警報(土砂災害) ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)「警戒(赤)」 </td><td> ・警戒レベル3相当情報が発表され当該地域の土砂災害警戒区域に災害が起こるおそれがあるときに発表 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 </td><td>高齢者等避難</td></tr></table>	土砂災害に関する警戒レベル相当情報		避難情報発令基準	避難情報(住民に行動を促す情報)	警戒レベル5	・大雨特別警報(土砂災害) ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)「災害切迫(黒)」	・大雨により、重大な災害が切迫している、又は災害の発生が確認された場合に発表	緊急安全確保	警戒レベル4	・土砂災害警戒情報 ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)「危険(紫)」	・警戒レベル4相当情報が発表され、当該地域の土砂災害警戒区域の土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想されたり、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近通過することが予想される場合	避難指示	警戒レベル3	・大雨警報(土砂災害) ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)「警戒(赤)」	・警戒レベル3相当情報が発表され当該地域の土砂災害警戒区域に災害が起こるおそれがあるときに発表 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	高齢者等避難	第4章 第10節 5 避難指示等の発令基準 別表1 避難指示等の発令基準 <table><tr><th>警戒レベル</th><th>土砂災害に関する情報(警戒レベル相当情報)</th><th>発表基準</th><th>住民に行動を促す情報・避難情報等</th></tr><tr><td>警戒レベル5</td><td>大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)「災害切迫(黒)」</td><td>大雨により、重大な災害が起こるおそれがあるときに発表</td><td>緊急安全確保</td></tr><tr><td>警戒レベル4</td><td> ・土砂災害警戒情報 ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)「危険(紫)」 </td><td>大雨警報(土砂災害)等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表 (土壌雨量指数等が土砂災害警戒情報の基準に実況又は2時間先の予測までに到達するメッシュが一部でもあるときに発表)</td><td>避難指示</td></tr><tr><td>警戒レベル3</td><td> ・大雨警報(土砂災害) ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)「警戒(赤)」 </td><td>大雨により、災害が起こるおそれがあるときに発表 (土壌雨量指数が警戒基準に実況又は2時間先の予測までに到達するメッシュが一部でもあるときに発表。土砂災害警戒情報の基準から概ね1時間前に到達する土壌雨量指数の値を警戒基準としている。台風接近時など精度良く予想できる場合は早めに発表する場合がある。)</td><td>高齢者等避難</td></tr><tr><td>警戒レベル2</td><td>大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)「注意(黄)」</td><td>大雨により、災害が起こるおそれがあるときに発表 (土壌雨量指数が注意基準に実況又は2時間先の予測までに到達するメッシュが一部でもあるときに発表)</td><td>—</td></tr></table>	警戒レベル	土砂災害に関する情報(警戒レベル相当情報)	発表基準	住民に行動を促す情報・避難情報等	警戒レベル5	大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)「災害切迫(黒)」	大雨により、重大な災害が起こるおそれがあるときに発表	緊急安全確保	警戒レベル4	・土砂災害警戒情報 ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)「危険(紫)」	大雨警報(土砂災害)等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表 (土壌雨量指数等が土砂災害警戒情報の基準に実況又は2時間先の予測までに到達するメッシュが一部でもあるときに発表)	避難指示	警戒レベル3	・大雨警報(土砂災害) ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)「警戒(赤)」	大雨により、災害が起こるおそれがあるときに発表 (土壌雨量指数が警戒基準に実況又は2時間先の予測までに到達するメッシュが一部でもあるときに発表。土砂災害警戒情報の基準から概ね1時間前に到達する土壌雨量指数の値を警戒基準としている。台風接近時など精度良く予想できる場合は早めに発表する場合がある。)	高齢者等避難	警戒レベル2	大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)「注意(黄)」	大雨により、災害が起こるおそれがあるときに発表 (土壌雨量指数が注意基準に実況又は2時間先の予測までに到達するメッシュが一部でもあるときに発表)	—	避難情報に関するガイドラインに整合 記載項目を整理
土砂災害に関する警戒レベル相当情報		避難情報発令基準	避難情報(住民に行動を促す情報)																																				
警戒レベル5	・大雨特別警報(土砂災害) ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)「災害切迫(黒)」	・大雨により、重大な災害が切迫している、又は災害の発生が確認された場合に発表	緊急安全確保																																				
警戒レベル4	・土砂災害警戒情報 ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)「危険(紫)」	・警戒レベル4相当情報が発表され、当該地域の土砂災害警戒区域の土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想されたり、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近通過することが予想される場合	避難指示																																				
警戒レベル3	・大雨警報(土砂災害) ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)「警戒(赤)」	・警戒レベル3相当情報が発表され当該地域の土砂災害警戒区域に災害が起こるおそれがあるときに発表 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	高齢者等避難																																				
警戒レベル	土砂災害に関する情報(警戒レベル相当情報)	発表基準	住民に行動を促す情報・避難情報等																																				
警戒レベル5	大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)「災害切迫(黒)」	大雨により、重大な災害が起こるおそれがあるときに発表	緊急安全確保																																				
警戒レベル4	・土砂災害警戒情報 ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)「危険(紫)」	大雨警報(土砂災害)等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表 (土壌雨量指数等が土砂災害警戒情報の基準に実況又は2時間先の予測までに到達するメッシュが一部でもあるときに発表)	避難指示																																				
警戒レベル3	・大雨警報(土砂災害) ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)「警戒(赤)」	大雨により、災害が起こるおそれがあるときに発表 (土壌雨量指数が警戒基準に実況又は2時間先の予測までに到達するメッシュが一部でもあるときに発表。土砂災害警戒情報の基準から概ね1時間前に到達する土壌雨量指数の値を警戒基準としている。台風接近時など精度良く予想できる場合は早めに発表する場合がある。)	高齢者等避難																																				
警戒レベル2	大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)「注意(黄)」	大雨により、災害が起こるおそれがあるときに発表 (土壌雨量指数が注意基準に実況又は2時間先の予測までに到達するメッシュが一部でもあるときに発表)	—																																				
45	第4章 第13節 2 相互応援(受援)体制の整備 (1)～略～(3) (4) 派遣に際しては現地において自活できるよう必要な資機材や装備品を携行させる。 (5) 道や他の市町村からの応援を円滑に受けるため応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなどを整備するものとする。	第4章 第13節 2 相互応援(受援)体制の整備 (1)～略～(3) (新規)	北海道計画に整合																																				

厚真町地域防災計画【本編】令和8年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
45	第4章 第13節 3 災害時におけるボランティア活動の環境整備 町及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。 <u>(1) 町は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への参加の促進を図る。</u> <u>(2) 町は、平素から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して発災時の防災ボランティアとの連携についても検討する。</u> <u>(3) 町は、避難生活支援リーダー・サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。</u> <u>(4) 町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</u> <u>(5) 町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</u> <u>(6) 町は、厚真町社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。</u> <u>(7) 災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、町は、国が整備する登録団体データベースを活用するなどして、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め</u>	第4章 第13節 3 災害時におけるボランティア活動の環境整備 町及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。 <u>(新規)</u>	北海道計画に整合

厚真町地域防災計画【本編】令和8年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
	<u>る。</u> <u>(8) 厚真町社会福祉協議会は、協定に基づき災害時におけるボランティアセンターを開設することになった場合に備え、ボランティアセンターを厚真町社会福祉協議会が管理する施設内において開設・運営できるようにしておくものとする。また、ボランティアセンターの費用については、協定に基づき災害救助法の適用の範囲内で町が負担するものとし、それ以外の費用については、町と厚真町社会福祉協議会が協議の上、決定する。</u>		
46	第4章 第14節 2 訓練の種別及び実施要領 (1) 訓練の種別は次のとおりである。 ア 水防訓練 イ 土砂災害に係る避難訓練 ウ 消防訓練 エ 救難救助訓練 オ 情報通信訓練 カ 非常招集訓練 キ 総合訓練 ク 防災図上訓練 <u>ケ 応援・受援訓練</u> <u>コ 防災関連システムの操作習熟訓練</u> <u>サ その他災害に関する訓練</u>	第4章 第14節 2 訓練の種別及び実施要領 (1) 訓練の種別は次のとおりである。 ア 水防訓練 イ 土砂災害に係る避難訓練 ウ 消防訓練 エ 救難救助訓練 オ 情報通信訓練 カ 非常招集訓練 キ 総合訓練 ク 防災図上訓練 <u>(新規)</u> ケ その他災害に関する訓練	北海道計画に整合

厚真町地域防災計画【本編】令和８年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
47	第４章 第１５節 １ 実施責任者 (１) 略 (２) 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう<u>女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど男女共同参画に努める。</u>	第４章 第１５節 １ 実施責任者 (１) 略 (２) 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。	北海道計画に整合

厚真町地域防災計画【本編】令和8年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
47	第4章 第15節 第3項 (3) 災害の予防措置 ア 自助(身を守るための備えや共助(自主防災活動等)の心得 イ 防災の心得 ウ 火災予防の心得 <u>エ 警戒レベルと避難指示等(屋内安全確保や緊急安全確保を含む)</u> <u>オ</u> 台風襲来時の家庭の保全方法 <u>カ</u> 農作物の災害予防事前措置 <u>キ</u> 船舶等の避難措置 <u>ク</u> 津波時の避難措置 <u>ケ</u> 土砂災害時の避難措置 <u>コ</u> その他	第4章 第15節 第3項 (3) 災害の予防措置 ア 自助(身を守るための備えや共助(自主防災活動等)の心得 イ 防災の心得 ウ 火災予防の心得 <u>(新規)</u> エ 台風襲来時の家庭の保全方法 オ 農作物の災害予防事前措置 カ 船舶等の避難措置 キ 津波時の避難措置 ク 土砂災害時の避難措置 ケ その他	北海道計画に整合

厚真町地域防災計画【本編】令和8年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
49	<u>第4章 第17節 情報収集・伝達体制整備計画</u> <u>1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災住民など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に災害発生時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話等により、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。</u> <u>2 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災住民等への情報伝達手段として、防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線通信システムの整備を図るとともに、IP通信網や携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。また、電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災住民等に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。</u> <u>3 非常通信体制の整備、無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災住民等に対する情報提供体制の整備を図るものとする。</u> <u>4 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用法の確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図るものとする。</u> <u>5 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施すること。また、通信の輻輳（ふくそう）時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。</u> <u>6 町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となつ</u>	<u>(第5章第1節第5項から移動)</u>	北海道計画に整合 (第5章から第4章に移動し、第7項を追記)

厚真町地域防災計画【本編】令和8年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
	<u>た場合に、提供する場所の選定に努めるものとする。</u> <u>なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努めるものとする。</u> <u>7 町は、道へ災害情報を報告する体制を平時から確保するように努める。体制の確保に当たっては、防災部局以外の職員も含めて北海道防災情報システムに入力できる体制を構築し、同システムを活用した訓練を定期的実施する。あわせて、新物資システム(B-PLo)、災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)等の各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。この際、災害において実際に当該システムを運用する部署の職員がシステムを運用できる体制を整備できるよう留意する。</u>		

厚真町地域防災計画【本編】令和8年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
50	<u>第18節 防災拠点機能の整備に関する計画</u> <u>町は、災害時における応急措置を迅速にかつ的確に実施するため、的確な避難誘導等の応急対策活動が実施できる防災拠点等の整備については、本計画の定めるところによる。</u> <u>1 町における防災拠点の整備</u> <u>大規模災害対策の充実を図るうえで、住民等の避難地又は防災活動の拠点となる場所を確保することは重要なことである。</u> <u>本町では、住民の安全安心な暮らしを守り住民生活を支え、行政活動を将来に渡り持続的に展開するためには、建設から70年以上が経過し老朽化が進む役場庁舎について、真に防災の要となり、住民に親しまれる新庁舎を迅速に整備しなければならないという認識のもと、平成29年11月に「厚真町庁舎及び周辺施設整備基本構想」、平成30年8月に「厚真町庁舎及び周辺施設整備 基本計画」を策定した。しかしながら本町に甚大な被害をもたらした平成30年北海道胆振東部地震や、新型コロナウイルス感染症の拡大により、本町の情勢も大きく変化することとなった。</u> <u>そこで、広く町民等の意見を把握しながら、改めて役場庁舎や周辺施設の機能、役割、規模、建設場所に関する考え方を検討し、北海道胆振東部地震を教訓とした防災力の向上、町民に親しまれ、集まれるような役場庁舎と周辺施設の整備に向け「厚真町庁舎周辺等整備基本構想・基本計画」を令和5年3月に策定、続いて「厚真町庁舎周辺等整備基本設計」を令和7年6月に策定し、整備に向けた取組みを進めている。</u> <u>(1) 町役場本庁舎</u> <u>災害発生時に災害対策本部機能を担う庁舎として、継続して業務を行えるよう災害対応拠点機能を強化するとともに、災害時に住民が一時的に避難場所として利用できるスペースの確保について検討する。</u> <u>(2) 災害対応拠点機能の確保</u> <u>災害対応の拠点となる災害対策本部として必要な機能を備えた会議室を設置する。業務継続を行うための重要諸室（電気室やサーバー室等）は、浸水被害を受けないよう2階以上に設置する。新庁舎周辺敷地については、日常的に多くの市民に利用される場とすることに加え、災害時</u>	<u>(新規)</u>	庁舎新設に伴う検討

厚真町地域防災計画【本編】令和8年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
	<u>には災害支援エリアとしても機能するような場となるよう検討する。</u> <u>(3) 業務継続に向けた対策</u> <u>災害時における業務継続計画（BCP）を見直し、災害種別ごとの本部機能の設置手順や優先的に再開する業務の設定、対応する諸室や必要機器等を整備する。</u> <u>厚真町役場庁舎の新設にあわせ、防災組織を効果的に活用できるよう検討するものとする。この際、平時から災害に備えておく施設・設備と合わせ、平素は別の用途に使用している施設についても災害対策に使用できるよう検討をするものとする。</u>		

厚真町地域防災計画【本編】令和8年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
56	第5章 第1節 4 災害情報通信計画 (3) 災害情報の収集及び報告 ア 情報の収集 <u>(7)</u> 本部の総括部及び情報広報部は、災害が発生し又は発生するおそれのあるときは、速やかに災害情報を収集し、所要の応急対策を講ずるものとする。被害状況の把握及び応急対策の実施状況等の調査収集は、各部が所管事項について責任をもって行い、集計等は総括部で取りまとめ、常に災害情報等を把握しておく。 又、災害情報等の調査収集に当たって必要なときは、関係地区連絡班員を通じて迅速に調査収集するものとする。 <u>(i) 町は、地区連絡班、各対策部等のパトロール情報、定点カメラ、無人航空機などあらゆる手段で情報を収集するとともに、関係機関が収集する情報を共有し、情報の収集・整理に努める。この際、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。</u>	第5章 第1節 4 災害上オフ通信計画 (3) 災害情報の収集及び報告 ア 情報の収集 本部の総括部及び情報広報部は、災害が発生し又は発生するおそれのあるときは、速やかに災害情報を収集し、所要の応急対策を講ずるものとする。被害状況の把握及び応急対策の実施状況等の調査収集は、各部が所管事項について責任をもって行い、集計等は総括部で取りまとめ、常に災害情報等を把握しておく。 又、災害情報等の調査収集に当たって必要なときは、関係地区連絡班員を通じて迅速に調査収集するものとする。 <u>(新規)</u>	北海道計画に整合

厚真町地域防災計画【本編】令和８年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
	<u>(第４章に移動)</u>	<u>５ 情報収集・伝達体制の整備</u> (1) <u>要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災住民など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に災害発生時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話等により、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。</u> (2) <u>災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災住民等への情報伝達手段として、防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線通信システムの整備を図るとともに、ＩＰ通信網や携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。また、電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災住民等に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。</u> (3) <u>非常通信体制の整備、無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災住民等に対する情報提供体制の整備を図るものとする。</u> (4) <u>情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用法の確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図るものとする。</u> (5) <u>無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施すること。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。</u> (6) <u>町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に、提供する場所の選定に努めるものとする。</u> <u>なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努めるものとする。</u>	北海道計画に整合 (第５章から第４章に移動)

厚真町地域防災計画【本編】令和８年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
72	第５章 第５節 １(２)イ (７) 町 町は、避難のための立退きの指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。 町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。<u>さらに避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</u>	第５章 第５節 １(２)イ (７) 町 町は、避難のための立退きの指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。 町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。	北海道計画に整合
74	第５章 第５節 ３ 指定避難所の開設 (７) 道(知事)に対する報告 イ 避難所を開設したときは、知事(胆振総合振興局長)にその旨報告する。 (ア) 避難所開設の日時、場所、施設名及び全国共通避難所・避難場所 ID (イ) 開設期間の見込み (ウ) 収容状況・収容人員 (エ) 炊き出し等の状況	第５章 第５節 ３ 指定避難所の開設 (７) 道(知事)に対する報告 イ 避難所を開設したときは、知事(胆振総合振興局長)にその旨報告する。 (ア) 避難所開設の日時、場所及び施設名 (イ) 開設期間の見込み (ウ) 収容状況・収容人員 (エ) 炊き出し等の状況	北海道計画に整合
75	<u>(８) 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確保するものとする。また、避難所を良好な生活環境とするため開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するように努める。</u>	<u>(新規)</u>	北海道計画に整合

厚真町地域防災計画【本編】令和8年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
75	第5章 第5節 4 指定避難所の運営管理等 (5) 町は、<u>被災者の人間らしさを保てる環境を整備するため</u>、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保<u>及び福祉的な支援の充実</u>のために、道や医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援<u>や簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等の快適なトイレやキッチンカーなどの設置について道との調整に努める</u>とともに、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。	第5章 第5節 4 指定避難所の運営管理等 (5) 町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。	北海道計画に整合
76	4 指定避難所の運営管理等 <u>(18) 町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するように努める。</u>	<u>(新規)</u>	北海道計画に整合
76	4 指定避難所の運営管理等 <u>(19) 指定避難所は、避難所に避難した者を住民票の有無にかかわらず適切に受け入れることとする。この際、指定避難所における安全性や良好な居住性の確保及び福祉的な支援の充実に必要な処置を講ずるよう努める。</u> <u>また、指定避難所に滞在する避難者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。</u>	<u>(新規)</u>	北海道計画に整合

厚真町地域防災計画【本編】令和８年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
77 ～ 78	第５章 第５節 ５(１) 広域一時滞在の協議等 エ 関係機関との連携 町は、道及び運送事業者等との具体的な手順を定め、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域一時滞在を実施するよう努めるものとする。<u>この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。</u> <u>(ア) 広域一時滞在を行うべき場合やその対象者の整理</u> <u>(イ) 被災者を受け入れ可能な施設(ホテル、旅館等を含む)の確保</u> <u>(ウ) バスなど被災者の移動手段の確保</u> <u>(エ) 広域一時滞在についての被災者の意向の把握</u> <u>(オ) 被災者の希望を踏まえた施設(ホテル、旅館等を含む)のマッチング</u> <u>(カ) 施設(ホテル、旅館等を含む)への移送</u> <u>(キ) 広域一時滞在先での継続的な支援</u> <u>(ク) 広域一時滞在等の受け入れ先、市町村との間での被災者に関する情報共有、また受け入れる場合の被災者への情報の提供</u>	第５章 第５節 ５(１) 広域一時滞在の協議等 エ 関係機関との連携 町は、道及び運送事業者等との具体的な手順を定め、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域一時滞在を実施するよう努めるものとする。 <u>(新規)</u>	北海道計画に整合
83	第５章 第９節 ２ 給水方法 (１)～(３) 略 <u>(４) 生活用水の確保</u> <u>災害時の生活用水の水源として、被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は河川、ため池、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。</u> <u>これらの水源は平時からリスト化に取り組むよう努める。また、住民や企業が所有する井戸や湧き水を災害用井戸、湧き水として活用するための登録制度など代替え水源による生活用水の確保に努める。</u>	第５章 第９節 ２ 給水方法 (１)～(３) 略 <u>(新規)</u>	北海道計画に整合

厚真町地域防災計画【本編】令和 8 年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
89	第 5 章 第 10 節 2 (5) 上下水道施設対策計画 ア～イ 略 <u>ウ 協定</u> <u>民間事業者との協定締結などにより発災後の上下水道施設の維持・修繕に努める。</u> <u>エ 復旧の優先順位の設定</u> <u>発災後に迅速に復旧できるよう最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど体制の構築に努める。</u>	第 5 章 第 10 節 2 (5) 上下水道施設対策計画 ア～イ 略 <u>(新規)</u>	北海道計画に整合

厚真町地域防災計画【本編】令和8年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
144	第9章 第4節 1(10)イ (イ) 通報及び伝達の系統	第9章 第4節 1(10)イ (イ) 通報及び伝達の系統	誤記

厚真町地域防災計画【本編】令和 8 年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
164	第10章 第7節 4 林野火災予防対策 (1) 一般入林者に対する対策 ア～イ 略 ウ <u>林野火災警報及び林野火災注意報の発表、火災警報の発令があった場合又は気象状況が急変した場合には必要に応じて入林の制限を実施するよう努める。</u>	第10章 第7節 4 林野火災予防対策 (1) 一般入林者に対する対策 ア～イ 略 ウ <u>乾燥のはなほだしい時は、一般入林者の入林を禁止する。</u>	北海道計画に整合
164	第10章 第7節 4 林野火災予防対策 (2) 火入れ、ごみ焼き対策 ア～カ 略 キ <u>林野火災警報及び林野火災注意報の発表、火災警報の発令があった場合又は気象状況が急変した場合には一切の火入れを中止させる。</u> ク <u>町は許可した火入れの情報を消防機関と共有する。</u>	第10章 第7節 4 林野火災予防対策 (2) 火入れ、ごみ焼き対策 ア～カ 略 <u>(新規)</u>	北海道計画に整合
166	第10章 第7節 8 消火活動 消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消火活動を行うものとする。 (1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置等により、効果的な地上消火を行うものとする。<u>地上消火に当たっては、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。</u> <u>また、長時間活動における熱中症対策や疲労管理にも配慮するものとする。</u>	第10章 第7節 8 消火活動 消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消火活動を行うものとする。 (1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置等により、効果的な地上消火を行うものとする。	北海道計画に整合

厚真町地域防災計画【本編】令和8年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
	<u>なお、鎮圧後においては、熱画像直視装置などにより警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。</u>		
166	8 消火活動 (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第5章第28節「消防防災ヘリコプター活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。<u>空中消火に当たっては、消防機関及び関係機関との情報共有を十分に行い、連携の円滑化及び安全性の確保を図るものとする。</u> <u>また、防災航空室による空中消火に必要となる活動拠点、給水場所、燃料補給方法等について、消防機関及び関係機関が事前に調整を行うものとする。</u> <u>なお、鎮圧後において、空中からの熱源探査を徹底し、確実な鎮火確認を行うものとする。</u>	8 消火活動 (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第5章第28節「消防防災ヘリコプター活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。	北海道計画に整合
176	第10章 第10節 3 災害応急対策 別記1 情報通信連絡系統図	第10章 第10節 3 災害応急対策 別記1 情報通信連絡系統図	誤記

厚真町地域防災計画【本編】令和８年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
177	第11章 災害復旧・被災者援護計画 災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。 このため、町及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、<u>被災後に早期かつ的確に復興しまちづくりを行うよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める。</u>	第11章 災害復旧・被災者援護計画 災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。 このため、町及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、<u>迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのか</u>について早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。	北海道に整合
178	第11章 第5節 被災者援護計画 1 り災証明書の交付 (1)～(5) 略 <u>(6) 町は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付担当部局を定め、住家被害の調査委の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との協定の締結、応援の受け入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、り災証明の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</u>	第11章 第5節 被災者援護計画 1 り災証明書の交付 (1)～(5) 略 <u>(新規)</u>	北海道計画に整合